

# 社会福祉法人 猪苗代福祉会

## 虐待防止のための指針

### 1. 虐待防止の基本姿勢

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、当施設の基本的な考え方として、この指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

### 2. 虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  
また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 3. 虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施します。

#### (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

#### (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切ケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

#### (3) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育等の取り組み

#### (4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

#### (5) 指針及びマニュアルとチェックリストの定期的な見直しと周知

### 4. 虐待発生時の対応

#### (1) 虐待の発見及び通報

①職員は利用者、契約者または職員から虐待の通報があった場合は、本指針

に沿って対応する。

②利用者に対して虐待等が疑われる場合は、速やかに所在市町村に通報する。

施設長に速やかに報告すると共に、速やかに解決につなげる。

③短期入所利用者、通所介護利用者については、上記の対応に加えて、居宅担当介護支援専門員にも報告をする。

## (2) 虐待に対する職員の責務

①施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

②人権擁護・虐待防止委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合速やかに所在市町村へ報告する。施設長は人権擁護・虐待防止委員会を開催し、速やかに保険者に報告する。

## 5. 施設長と人権擁護・虐待防止委員会の責務

### (1) 施設長の責務

①虐待内容及び原因の解決策の責務

②虐待防止のため当事者との話し合い

③虐待防止に関する一連の責任者

### (2) 人権擁護・虐待防止委員会の責務

①利用者からの虐待通報受付

②職員からの虐待通報受付

③虐待内容と契約者の意向の確認と記録

④虐待内容の施設長への報告

## 6. 虐待防止チェックリスト、職員セルフチェックリストについて

初心に戻り、職員自身のケアを見つめ直すために、定期的に自らの行動を確認する。集計は人権擁護・虐待防止委員会で取りまとめ、委員会で報告する。

## 7. 当該指針の閲覧について

当指針は求めに応じていつでも閲覧できるようにいつでも施設内にて閲覧及びホームページ上で公表すると共に、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和4年 3月 1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年 4月 27日から適用する。